

「相続と遺言について」  
「個別相談」を開催します  
(出前法律相談)

弁護士による「相続と遺言について」の講話と個別相談(無料)を開催します。

亡くなった後の相続は誰になるのか、遺言はどんな役割を果たすのかなどの基本的な話から、将来的な不安や心配ごとなどの個別相談を無料(予約制)で行います。

個別相談は、相続関係に限らず、家族問題、財産問題など、弁護士からの専門的なアドバイスを求め方を対象にしています。

これからのことを考える良い機会になりますので、ぜひご参加ください。

◆日時 10月28日(水)午後1時～4時(予定)

◆場所 保健福祉センター(本庁前)大ホール

◆講師 鶴田雅彦さん(弁護士)

○お申し込み・お問い合わせ

地域包括支援センター

☎ 43-2240(直通)

※お申し込みの際に、講話のみの参加か、個別相談も希望するかをお伝えください。

水産動植物の採捕について  
(海面漁業・内水面漁業)

水産動植物の資源保護を図るため、漁業者が漁業を営む場合および、漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合、水産研究を行う場合を除いては、「漁具・漁法の制限」また「採捕期間」「体長制限」が高知県漁業調整規則により定められています。

禁止期間外であっても漁業協同組合員以外の方は無断で採捕することはできませんので、注意してください。

また、違反対象の水産物の所持・販売をすると同規則により懲役や罰金が科せられますので、注意してください。

○お問い合わせ

佐賀支所海洋森林課 水産振興係

☎ 55-3115(課直通)

高知県漁業振興課

☎ 088-821-4606

海面漁業

名称	禁止期間	体長などの制限
いせえび	5月1日～9月15日	殻長13cm以下
とこぶし・あなご	9月1日～翌年3月31日	殻長3cm以下
あわび	9月1日～翌年3月31日	殻長9cm以下
さざえ	9月1日～翌年3月31日	
てんぐさ類	9月1日～翌年2月末日	
ふのり	10月1日～翌年2月末日	
あらめ	10月1日～翌年6月30日	

内水面漁業

名称	禁止期間	体長などの制限
あゆ	10月15日～12月1日	全長10cm以下
	12月31日～翌年5月15日	
ます類(あまご・いわなを含む)	8月1日～10月15日	全長10cm以下
うなぎ	10月1日～翌年3月1日	全長21cm以下
こい	通年	全長15cm以下